

白井市都市マスタープラン策定方針

1. 策定目的

現行の白井市都市マスタープラン（以下「都市マスタープラン」という）は平成13年4月に策定され、目標年次を平成32年度に設定している。現行の都市マスタープランが策定されてから、計画の中間年である10年以上が経過しており、社会経済情勢の変化、それに伴うまちづくりを取り巻く環境に大きな変化が生じている。

現行の都市マスタープランにおいても「社会経済情勢に大きな変化が生じた場合、本都市マスタープランを見直します。また、関連する事業の進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、必要に応じた見直しも行います」と規定されており、また、上位計画である印西都市計画区域マスタープラン及び白井市第5次総合計画の策定も予定され、これらに即する都市マスタープランとして改定をしなければならない必要性も生じている。

そのため、現状を踏まえ、白井市のまちづくりの課題である、人口減少・少子高齢化・持続可能な活力ある地域づくり・農地等の自然環境の荒廃等に対応できる都市マスタープランとすることが必要である。

このことから、新しい都市マスタープランの策定に関し基本的な方針を定め、策定作業の円滑化を図るものとする。

2. 位置付け

都市マスタープランは、白井市総合計画、印西都市計画区域マスタープランに即して、将来のまちづくりの方針を明らかにするものであり、地域の実情と市民の意向を反映した「白井市の都市計画に関する基本的な方針」とする。

また、都市マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針であると同時に、白井市総合計画の土地利用基本方針に係る部分の計画としての位置付けをもつ。そのため、白井市総合計画と整合性を図るように都市計画マスタープランを策定する。

3. 目標年次

新しい都市マスタープランは、平成28年を初年度とし平成47年を目標年次とする20年間とし、平成37年の10年間で中間見直しを行い、白井市第5次総合計画と計画期間の整合をとるものとする。

また、千葉県が策定予定である印西都市計画区域マスタープランは、概ね20年後の都市の姿を展望した平成27年から平成36年までの都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を示す計画であるため、この翌年を中間見直しとすることで整合を図るものとする。

なお、5年ごとに実施される都市計画基礎調査（都市計画法第6条）によって、印西都市計画区域マスタープランの随時見直しが行われた場合は、都市マスタープランも合わせて見直しを行うものとする。

4. 名称及び構成

- (1) 都市マスタープランの名称は「白井市都市マスタープラン」とする。
- (2) 都市マスタープランは、「全体構想」と「地区別構想」を基本として構成する。
- (3) 全体構想は、土地利用方針（市街化区域・市街化調整区域）、交通体系の方針及び公園緑地の整備方針等の全市的に関わる方針を整理し記載するものとする。
- (4) 地区別構想は、全体構想に記載される方針を踏まえ、地区の将来像やまちづくりの方針、地区ごとの土地利用の方針等について記載するものとする。

5. 策定にあたっての考え方

- (1) 人口減少社会に対応した計画の策定
- (2) 少子・高齢化に対応した計画の策定
- (3) 持続可能な活力ある地域づくりに対応した計画の策定
- (4) 上位計画との整合性に留意した計画の策定
- (5) 市民参加による地域住民の意見を反映した計画の策定

6. 策定方法

白井市第5次総合計画及び都市マスタープランを一体的に策定し、両計画に対応する市民参加手法等を実施する。

(1) 市民参加

以下の方法等により市民参加を推進し、地域住民の意見を反映するものとする。

- ① 都市計画審議会（素案で諮問し、答申を受ける）
- ② 住民意識調査（無作為抽出：2,500人対象）
- ③ 地区別意見交換会（全ての市民対象：自由参加）
- ④ 地区別・分野別ワークショップ（無作為抽出等市民対象）
- ⑤ 次世代を担う、児童・生徒の意見把握（アンケート又はインタビュー）
- ⑥ パブリックコメント（全ての市民対象）

(2) 庁内体制

白井市総合計画策定会議の下に都市マスタープラン策定会議（仮）を組織し、白井市総合計画との整合性をはかりつつ、全庁横断的体制で取り組むものとする。

7. その他

- (1) 策定方針に定めるもののほか、策定に関し必要な事項は別に定める。